

「なごの相談所」のお話 vol 26 今月のテーマ 「火葬の将来」

あなた（相談者）：先生、こんにちは！

なごの（相談所スタッフ）：ハイ、こんにちは。

あなた：人って、亡くなったら火葬されるでしょ。その火葬って、たくさん燃料とか使うでしょ。温暖化とか影響あるのかねえ。

なごの：そうですね、人が亡くなった後に火葬する習慣を持つ地域は世界中にあります。火葬した後に遺骨をお墓に納骨、海や山へ散骨するなど、少々、変わってきましたが。

あなた：火葬以外のところもあるの？

なごの：最近では、火葬ではなくて違う方法もあるようです。例えば、「煮る」とかです。

あなた：「煮る」？って、あの、「ぐつぐつ煮る」の煮る？

なごの：そうです、その煮るです。アルカリ加水分解といって、煮ることで、遺体をほぐして液体と骨にするそうですよ。

あなた：人間が液体になるの？ 恐ろしい…。

なごの：CO2の排出も少なくなるため、ヨーロッパで少しずつ増えているそうです。

あなた：現実の話なの？ ほえ～。

なごの：他にも、液体窒素に浸してマイナス196度にしてから、粉々に砕くという方法など、今、世界では火葬以外の方法を認めている地域も出てきました。

あなた：粉々…ねえ。

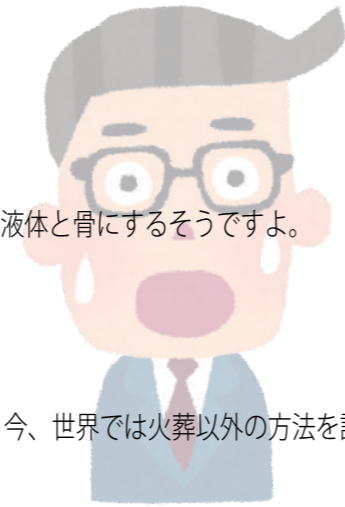
なごの：火葬はガスや油を多量に使うらしいので、天然資源を守る、またCO2削減に向けた方策が、世界中で検討されているそうです。あと数年もしたら日本にも導入されるかもしれません。社長は「煮る」のと「粉々」のどちらがいいですか？

あなた：どっちって、今は選べねえなあ…。

なごの：日本人は当然「火葬」でしょうか。

あなた：冷静に考えると「火葬」も、初めての時はいろいろと言われたんだろうねえ。

※この会話の再現は、あくまでも相談現場の会話の再現です。法律用語を、分かりやすい言葉に換えたり、細かな説明は省略させていただいております。また、実際の法律の適用においては当相談所、専門家、または各役所へご相談ください。



連載コラム 司法書士・行政書士 林 清忠

改正後の事業承継税制は使えるか？ その1

こんにちは。司法書士の林清忠です。今回からは「改正後の事業承継税制は使えるか？」と題してお話しさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

「事業承継税制」というのは、事業承継にともなう税負担軽減のことであろう？と皆様はイメージされるかと思いますが、まさにその通りです。となると司法書士（もしくは行政書士）である私と関係があるの？と思われるかもしれませんが、大いに関係があります。というのは、申請書類の提出先は都道府県（行政書士業務）であったり、家庭裁判所（司法書士業務）であったりします。法務局への登記申請（司法書士業務）も必要となります。もちろん、税負担軽減が目的？（というより、税負担軽減を通じて事業承継をしやすくし、事業者の方に事業活動を継続していただくことが本当の目的！！）ですので、税理士の関与が必要不可欠であることは間違いありません。

以前も「事業承継税制」についてお話しさせていただいたことがあります。ザッとおさらいをしてみます。

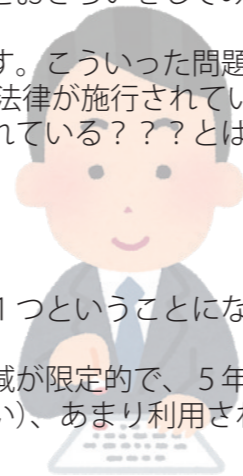
事業承継には、税負担や相続（争族）問題が必ずと言っていいほどついてまわります。こういった問題に円滑に対応できるように平成20年10月1日から「中小企業経営承継円滑化法」という法律が施行されています。世間的（業界的）には「中小企業経営承継円滑化法」=「事業承継税制」として理解されていますが、実はこの法律には次の3つの制度があります。

- ① 事業承継税制
- ② 遺留分に関する民法の特例
- ③ 事業承継時の金融支援措置

このように事業承継税制は、中小企業経営承継円滑化法という法律の制度のうちの1つということになります。

改正前の事業承継税制は、使い勝手が悪かったため（適用要件が複雑で、税負担軽減が限定的で、5年間は雇用8割維持をしなければならず、かつ納税猶予が取り消された時のダメージが大きい）、あまり利用されていませんでした。今回の改正で本当に使いやすくなったのでしょうか？

具体的な検討は、次回です。



ネパールからの技能実習候補生が施設を訪問

2018年 11月
於：西春日井福祉社会 様

11月11日が「介護の日」と制定されているのをご存知でしょうか。愛知商工連盟協同組合の組合員様の西春日井福祉社会様では、この「介護の日」を含む11月10日・11日にイベントを開催しました。

その西春日井福祉社会様は愛知商工連盟協同組合を通じてネパールから技能実習生を迎えることになっています。そして実習先である施設を前もって見てもらおうと、ちょうど11月10日から約1週間の日程で、技能実習候補生を招いていました。

やって来たのは4人の技能実習候補生。現在、ネパールで日本語と介護を勉強中です。日本どころか、外国を訪れるのも初めてで、いささか緊張した面持ちでしたが、施設の職員や利用者様に温かく迎えられ、熱心に施設を見学し、和やかに交流を深めていました。

日本で学ぶ予定の外国人技能実習候補生が、本格的な来日の前に来日し、前もって実習先を見学し、その人たちと交流するという取り組みは、他の施設ではほとんど行われていません。

技能実習候補生の皆さんはイベントを楽しみ、施設のきれいな空間、先進的な設備に驚きつつ、さらに実習への意欲を高めていたようです。また、利用者様たちもネパールの人たちとの異文化交流を楽しんでいた様子です。



連載コラム

元気な会社 元気な経営者はここが違う！ 「私の視点」

百年続く企業の条件 永続と繁盛の道に学ぶ 生き残りのヒント 第3回

1. 心のこもった接遇こそ 繁栄の基本

「真に富める人とは身に邪なく、心に奢を起さず、柔和にして人と争わず、足を知り、天命を楽しむ人をいうなり」

「顧客に接するときは、常に愛敬を帯びて手堅くして、親切なるべし。決して短期なるべからず」

「顧客来訪中 店の者の私語を慎むべし。私語は人の疑念を招き、不快の念を起さしむるものなり」

「常に公益を思い、慈善の心を思い、また慈善の心を存すべし、神仏の信仰もまた怠るべからず」

「いつもニコニコ朗らかに」「返事は“ハイ”と、はっきりと」

「人にはいつも親切に、社会の奉仕に勤めましょう」

主人たるものは、商いを第一に、稽古ごとを慎むこと

「使う人の気持ちになって品物をつくれ」

「毎朝早く店を開き、清掃し、商品を整列し、買客の来訪に差し支えなきようにすべし。他店に先んじて店を開くは自家の勉強を表し、顧客の信用を得る一手段なり」

「店前の掃除は常々これを怠るべからず。掃除が行き届き、往来に便なれば人は店前を歩み、物を求めるを好むなり」

2. 老舗論をまとめると

伝統は守るものではなく、日々新たに創り出すもの

「老舗企業とは、“クラシック”ではなく“エバーグリーン（常緑樹）”のような存在である、常に光合成を行い、新しい葉を伸ばして、年輪を重ねてきた」

それは、「これから年月を重ねていこうとする、新しい企業を導く範となるもの」

「真面目につくりあげたものを、それを必要とする人たちに提供する」

「必要とする人たちの変化から目をそらさず、さらに求められるものを作り続ける」

一言でいえば、それが老舗企業の永続の秘密かもしれない

経済産業省 中部経済産業局キーパーソン
愛知商工連盟協同組合副理事長
経営コンサルタント 長谷川道春

